

**「堺あったかぬくもりプラン4」における  
到達点等について  
(基本目標②及び③)**

## 基本目標②

**“ともに暮らすまち”づくりを  
多様な人や組織の参加と協働ですすめます**

- 1) つながりづくり・居場所づくりと地域福祉活動への参加の促進
- 2) つながりや支えあいを支援する体制の充実
- 3) 多様な主体の参加と連携による地域福祉活動の推進

**基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、  
多様な人や組織の参加と協働ですすめます**



**重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援**

**取り組む方向性 2 つながりをつくる**

### これまでの懇話会等における主な意見（令和2～5年度）

- ・事例の中に「NPO」や「市民活動」の言葉があまり出てこないことが気になる。協働事例を横断的に共有することも必要。
- ・日常生活圏域コーディネーターが把握しているフォーマル・インフォーマルな社会資源に関する情報を保健福祉総合センターや学校園等と共有していくことが望ましい。
- ・日常生活圏域コーディネーターの配置は十分なのか。
- ・テーマ型でつながる居場所もあり、そのような居場所とNPO法人等が協働することも重要。
- ・ヒト・モノ・カネがベースにあるが、地縁での人のつながりも重要。
- ・持続的な事業とするためには有償ボランティアのような方を育てなければならない。有償やビジネスの視点を含めた活動が掘り起こせていないのではないか。
- ・子ども食堂はたくさんできているが、単に来て「良かった」「楽しかった」だけでなく、相談も聴けるようになれば良い。
- ・子どもたちの受け皿を少しでも大きくしてもらいたい。
- ・障害者も地域貢献・社会貢献をしたいと考えている方はたくさんいる。障害者と一緒にボランティア活動を実施するなど、地域住民と一緒に楽しむための取組を広げてもらいたい。

**基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、  
多様な人や組織の参加と協働ですすめます**



## 重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

### 取り組む方向性 2 つながりをつくる

堺市では、**コミュニティソーシャルワーカー機能**（アウトリーチ事業、参加支援事業）と**生活支援コーディネーター機能**（地域づくり事業）を有した「**日常生活圏域コーディネーター**」を社会福祉協議会各区事務所（各区役所内）に配置し、重層的支援体制整備事業における地域づくり支援、参加支援、相談支援を一体的に実施している。

日常生活圏域コーディネーターが個別支援から地域支援まで一体的に実施することで、地域での支えあいの仕組みによって個別課題が解決されると同時に、参加支援によって地域課題が解決されるなどの好循環を生み出している。

### 生活支援コーディネーター機能について

生活支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号）

#### ○目的

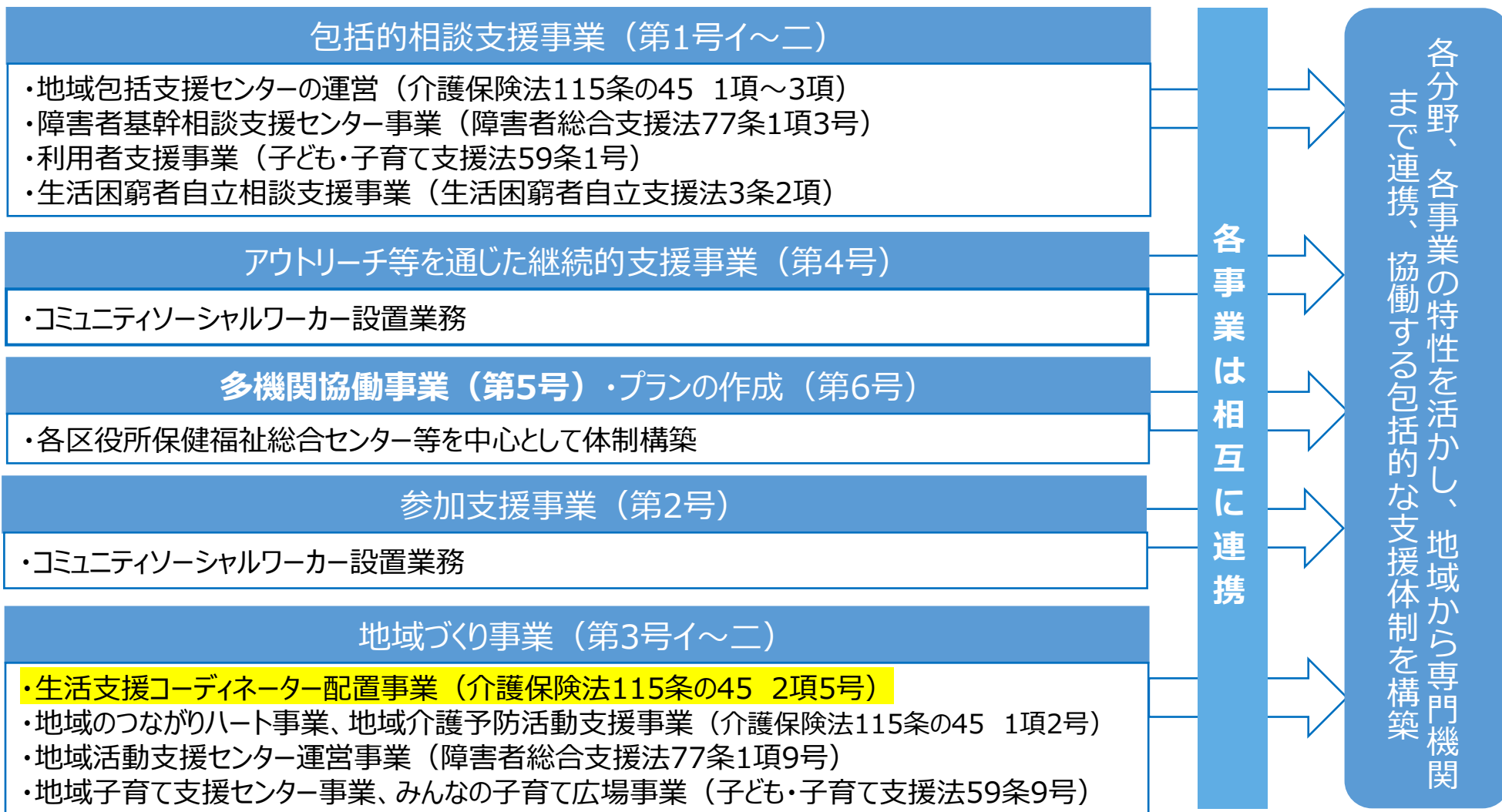
単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業者、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。

（地域支援事業実施要綱より）

**基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、  
多様な人や組織の参加と協働ですすめます**



**堺市の重層的支援体制整備事業実施体制における生活支援コーディネーターの役割**



基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、  
多様な人や組織の参加と協働ですすめます



## 重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

### 取り組む方向性 2 つながりをつくる

#### 堺市における生活支援コーディネーター業務実施体制

堺市（長寿支援課）



連携

第1層（市全域）【堺市社会福祉協議会本部に1名配置】

- ①地域ニーズと資源の状況の見える化、②関係者のネットワークづくり
- ③生活支援の担い手の養成やサービスの開発、④研修の企画及び開催
- ⑤協議体の設置、⑥市との連絡調整



後方支援、マネジメント

第2層（圏域）【堺市社会福祉協議会区事務所に21名配置】

- ①地域ニーズと資源の状況の見える化、②関係者のネットワークづくり
- ③生活支援の担い手の養成やサービスの開発、④研修の企画及び開催
- ⑤協議体の設置

※平成29年度以降段階的に増員。令和2年度から全区展開、令和6年度から全圏域に配置完了

基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、  
多様な人や組織の参加と協働ですすめます



## 重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

### 取り組む方向性 2 つながりをつくる

#### 生活支援コーディネーターの活動実績

##### 【協議体の役割、目的】

地域ニーズや既存の地域資源の把握  
地域づくりにおける意識の統一を図る  
情報交換の場  
働きかけの場 等

##### 【開催実績】

年度	R3	R4	R5
実績	309回	446回	718回

##### 【構成団体内訳】

- 地域の関係者  
自治会、校区福祉委員会、民生委員会、  
老人会、ボランティアグループ、  
その他（個人含む）
- 関係機関（福祉分野）  
地域（基幹型）包括支援センター  
障害者基幹相談支援センター  
保健福祉総合センター  
社協（コーディネーター以外）  
社会福祉関係事業者
- 関係機関（福祉分野以外）  
教育関係、医療関係、宗教関係、  
企業（個人事業含む）、協同組合、  
学識者・研究者、行政、その他

基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、  
多様な人や組織の参加と協働ですすめます



## 重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

### 取り組む方向性 2 つながりをつくる

#### 生活支援コーディネーターの活動実績

##### 事例 1 (第1層)

###### 令和5年度さかい地域応援プロジェクト会議

開催日：令和6年2月22日（木）

場 所：堺市総合福祉会館6階ホール

参加者：62人

<テーマ>

「新たな発見、出会い、つながりを地域の  
チカラへ」

アドバイザー：桃山学院大学社会学部教授  
小野達也氏

<当日の内容>

地域での活動に関する事例共有  
参加者同士の意見交換、交流

##### 事例 2 (第2層)

###### 活動の活性化に関する取組

- 高齢者が特殊詐欺の被害に遭う件数が増加の一途をたどる中、住民に対する効果的な啓発方法を模索していた警察が地域の活動者とつながり、生活支援コーディネーターの介入によって、堺区在住の概ね60歳以上の一般女性を中心としたボランティアの特殊詐欺被害防止対策チームを結成。
- 高齢者の詐欺被害を防止するため、警察と連携し、寸劇、声かけ、広報など様々な手法で啓発を行っている。
- 参加者の社会参加や生きがいにつながっている。



基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、  
多様な人や組織の参加と協働ですすめます



## 重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

### 取り組む方向性 2 つながりをつくる

#### 生活支援コーディネーターの活動実績

(単位：件)

取組	R3	R4	R5	合計
場の創出（集いの場を新たに立ち上げに関するもの）	63	70	68	201
活動活性化（既存の活動の活性化に関するもの）	105	54	183	342
生活支援充実（生活支援サービスの新たな立ち上げに関するもの）	7	9	13	29
協議体設置/運営（協議体の立ち上げ及び運営に関するもの）	11	9	14	34
担い手養成（活動の担い手の養成に関するもの）	9	4	4	17
研修/講座開催（研修や講座の開催に関するもの）	21	36	52	109
情報発信（情報発信に関するもの）	12	10	20	42
ネットワーク強化（多様な主体のネットワーク化や強化に関するもの）	36	17	34	87
地域分析（地域資源や課題の把握）	0	1	3	4
資源開発（新たな社会資源の発掘に関するもの）、その他	11	4	4	19

基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、  
多様な人や組織の参加と協働ですすめます



## 重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

### 取り組む方向性 2 つながりをつくる

#### 重層的支援体制整備事業（令和6年度～）の取組（例）

- ・高校生の居場所づくり
- ・ひきこもりや疾患等課題を抱える人の居場所づくり
- ・買い物困難者の支援
- ・子ども食堂立ち上げ支援 等



## 基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、 多様な人や組織の参加と協働ですすめます



### 重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

#### 取り組む方向性 2 つながりをつくる

#### 堺市における子ども食堂の取組

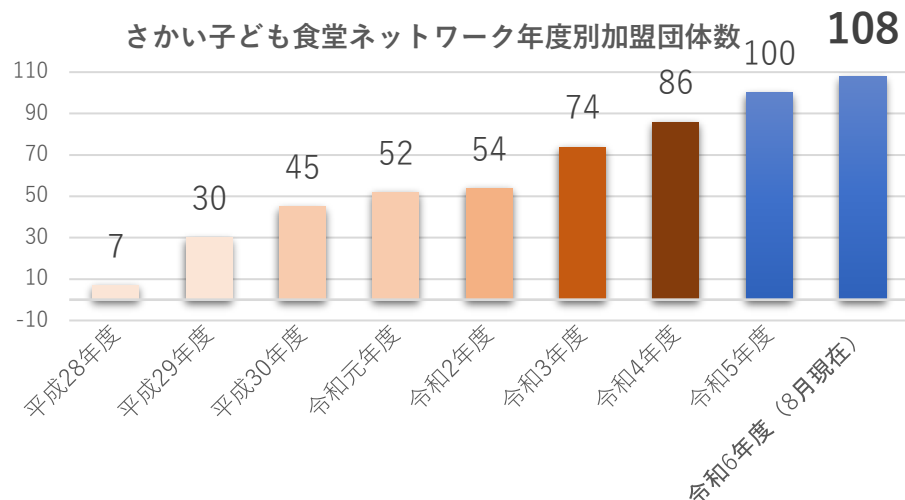
##### 【さかい子ども食堂ネットワーク】

市内の子ども食堂の輪を広げていくことを目的として、子ども食堂を実施する団体間の交流や情報共有、人材や食材のマッチングなどの支援を実施している。

子ども食堂の小学校区別充足率（子ども食堂が1つでもある校区）は75.0%（69/92校区）となっている。

昨今のコロナ禍においても団体数は年々増加しており、企業や団体、個人からの応援が多数寄せられている。

多様な主体との協働や多様な人の参加が促進されている。



##### ○さかい子ども食堂円卓会議（年3回）

「子ども食堂」をキーワードに、実践者や活動者、企業、行政、学識者、学生など、多様な主体の参加と協働によって、つながりづくり・居場所づくりを創発するプラットフォームとして機能している。

〈令和5年度〉

第19回 7月27日 約70名（参加者）

第20回 12月7日 約80名

第21回 3月13日 約50名

〈令和6年度〉

第22回 7月10日 約90名

**基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、  
多様な人や組織の参加と協働ですすめます**



**重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援**

**取り組む方向性 2 つながりをつくる**

## **今後の取り組むべき方向性**

### **● つながり・居場所づくりの更なる推進**

- ・地域特性の把握と課題整理の継続
- ・支援が必要な地域へのアプローチの充実
- ・重層的支援体制整備事業の「地域づくり事業」の推進

### **● つながりや支えあいを支援する体制の更なる充実**

- ・生活支援コーディネーターの更なるスキルアップ
- ・先進事例の研究
- ・事例の共有によるノウハウの共有、蓄積

### **● 多様な主体の参加と連携による地域福祉活動の更なる推進**

- ・多様な主体による取組との連携の推進

# 社会福祉協議会における居場所に関する取組

## 休眠預金活用事業の活用

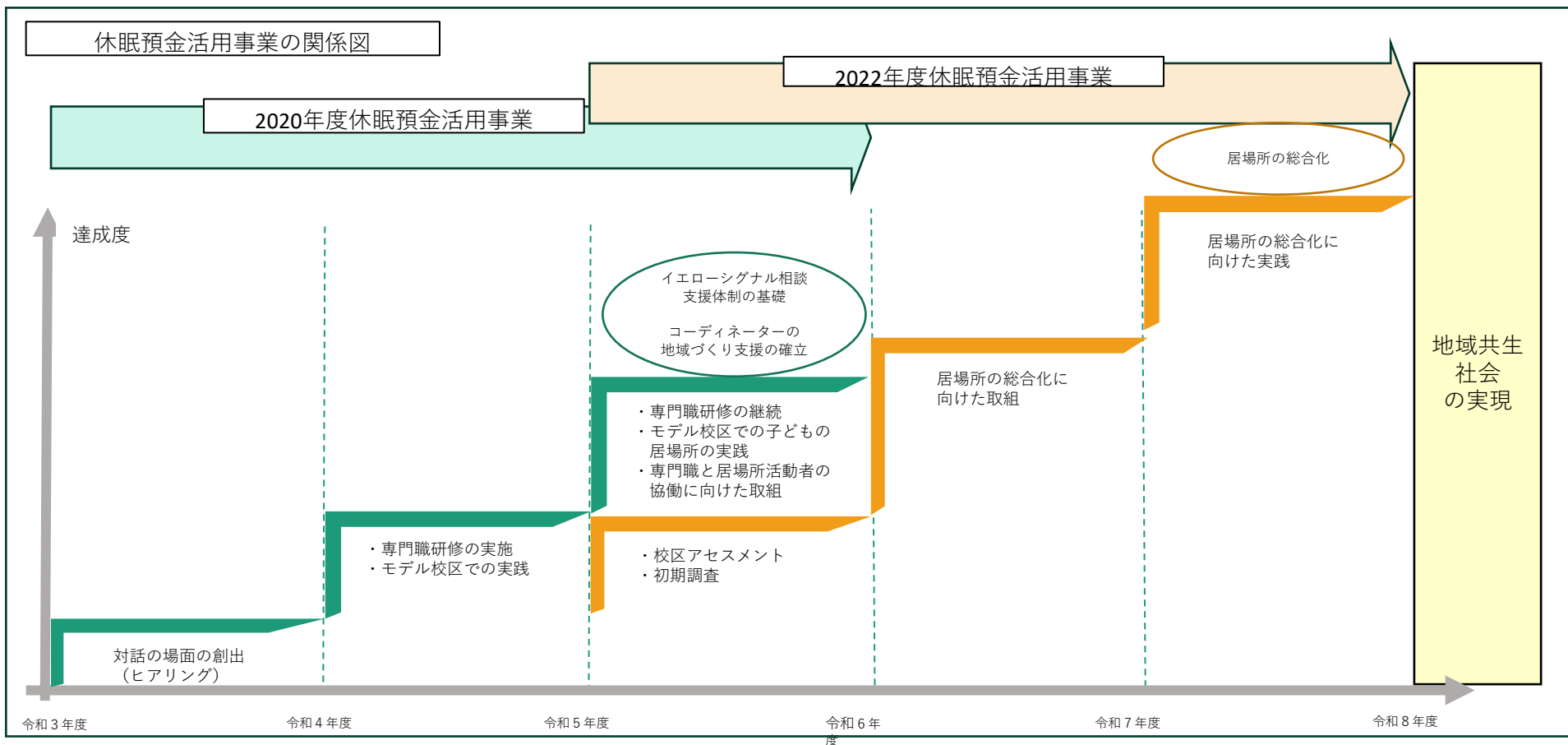
**基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、  
多様な人や組織の参加と協働ですすめます**



**重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援**

**取り組む方向性 2 つながりをつくる**

**社会福祉協議会における居場所に関する取組・・・2つの休眠預金活用事業の活用**



# 基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、 多様な人や組織の参加と協働ですすめます



## 重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

### 取り組む方向性 2 つながりをつくる

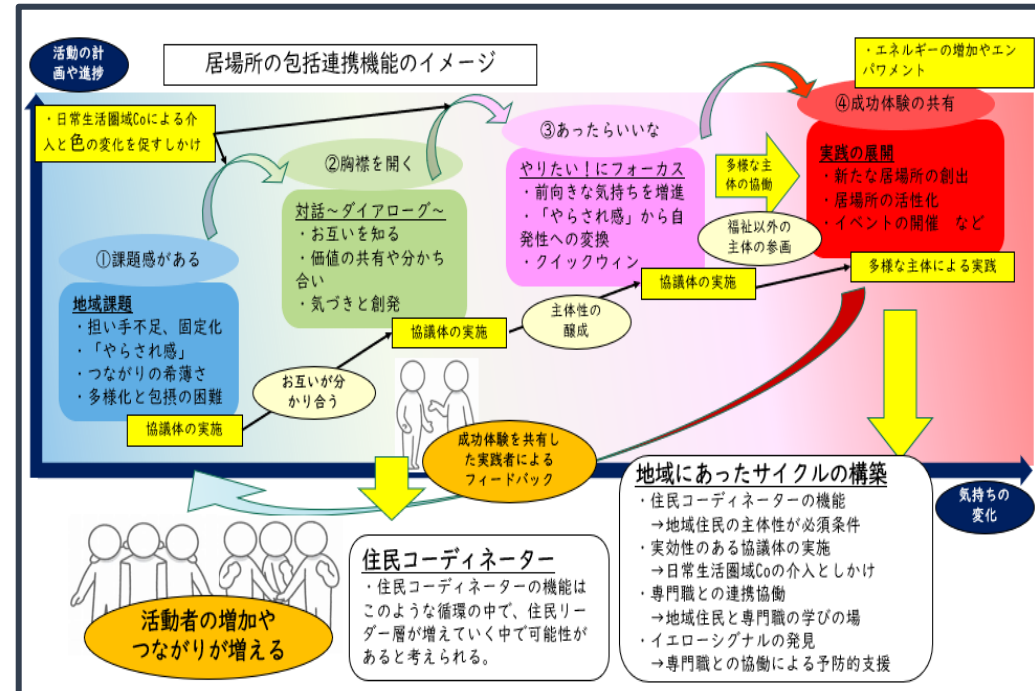
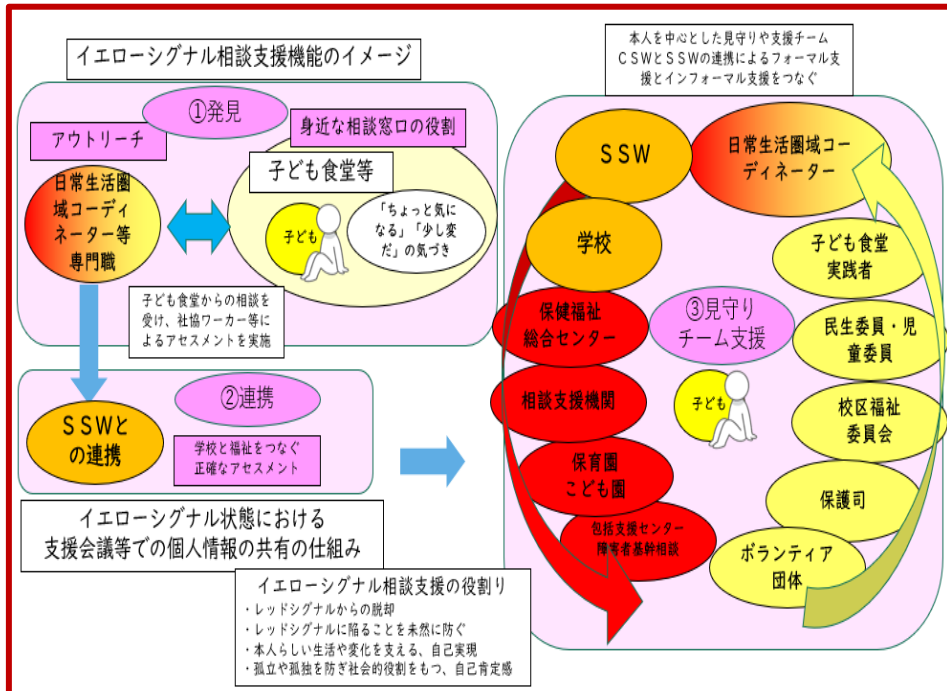
#### ① 2020年度休眠預金活用事業の成果

##### ① イエローシグナル相談支援体制の構築

- ・専門職の協働をすすめるためのソーシャルワーク研修の実施
- ・専門職と居場所活動者との協働をすすめるための学びの場の実施
- 研修等での学びの関係から、実際の支援につながる関係の構築

##### ② 居場所の包括連携づくり～モデル校区での取組～

- ・子ども食堂がない校区への働きかけと子どもの居場所の立ち上げ
- ・子ども食堂が3つある校区の、地域活動者との連携への支援
- 子ども食堂がある校区とない校区へのコーディネーターの支援の確立



**基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、  
多様な人や組織の参加と協働ですすめます**



**重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援**

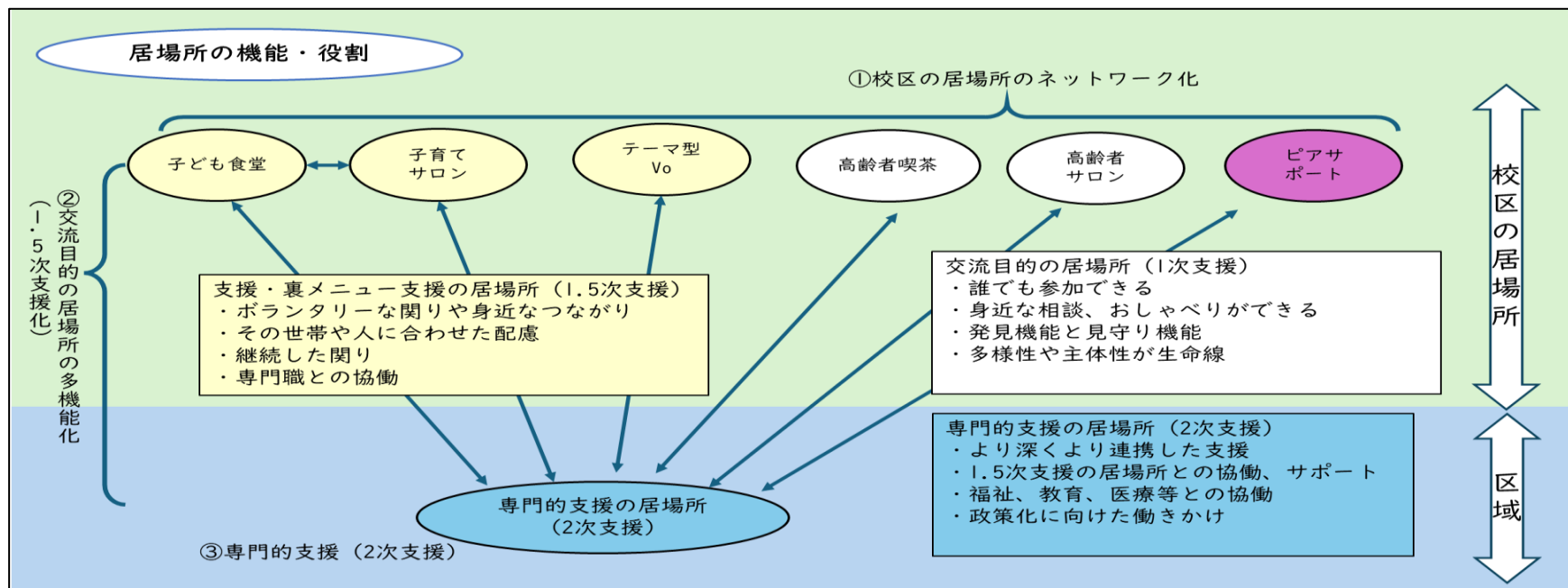
**取り組む方向性 2 つながりをつくる**

**②2022年度休眠預金活用事業における居場所の総合化の取組**

**居場所の総合化による地域づくり 「地域づくり」を「居場所の力」で推進**

校区単位のアセスメントを基盤とした、交流・支援目的の居場所づくりを中心とする居場所の総合化に取り組む。「地域づくり」を「居場所の力」で推進し、堺市すべての校区・圏域で整備することにより、重層的支援体制整備事業の「参加支援事業」「地域づくり支援事業」の好循環をつくる。

【居場所の総合化のイメージ図】





## 基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、 多様な人や組織の参加と協働ですすめます



### 重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

### 取り組む方向性 2 つながりをつくる

#### ②2022年度休眠預金活用事業における居場所の総合化の取組

##### 【居場所活動に関するアンケート調査】

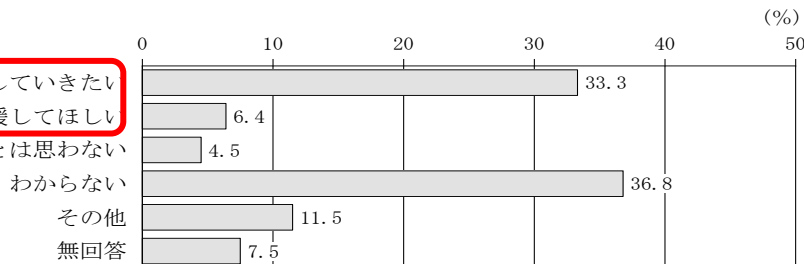
対象	福祉委員会 92校区 子ども食堂 92団体 団体・機関 1324件	・子ども食堂…さかい子ども食堂ネットワークに加盟している子ども食堂 ・団体・機関…社会福祉法人、福祉やまちづくりに関するNPO法人、事業所等から、活動・事業の内容をふまえて抽出した団体
方法	アンケート調査	アンケート調査の方法 ・校区福祉委員会…日常生活圏域コーディネーターが聴き取りにより実施 ・子ども食堂…WEBフォームにより実施 ・NPO法人、その他団体、機関…郵送により実施
期間	令和5年7～9月	・7～9月にかけて各団体・機関へアンケート調査を実施

校区福祉委員会 92校区に調査 回収率100%
さかいこども食堂 ネットワーク加盟団体 92団体に調査,回収率93.5% 86団体回答
団体・機関、1,324団体に調査 回収率36.7% 475団体回答

「居場所活動に関するアンケート調査報告書」より一部抜粋

団体・機関調査 問6  
堺市社会福祉協議会は、多様な居場所活動を行われている団体等の連携や支援に取り組みます  
貴団体等は、この取組について、どのように思われますか

参加して連携していきたい  
連携は考えないが支援してほしい  
参加したいとは思わない



団体・機関調査の回答に対して、日常生活圏域コーディネーターがアウトリーチを実施し、新たなつながりや居場所を創出している。

基本目標② “ともに暮らすまち”づくりを、  
多様な人や組織の参加と協働ですすめます



重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

取り組む方向性 2 つなかりをつくる

②2022年度休眠預金活用事業における居場所の総合化の取組

1.5次支援の居場所の広がり

(表) 1.5次支援を行っている子ども食堂

(単位：箇所)

区	R4年10月	R6年8月
堺	5	6
中	3	11
東	7	9
西	3	10
南	2	8
北	8	7
美原	3	3
合計	31	54

1.5次支援を行っている子ども食堂の割合  
令和4年10月…38.2% (81団体のうち31団体)



23団体増

令和6年8月 …50.0% (108団体のうち54団体)

不登校児への学習支援・気がかりな子への居場所支援・生活困窮世帯への食料支援など、多様な支援が行われており、約半数の子ども食堂が気がかりな子の居場所となっている。

日常生活圏域コーディネーターが、子ども食堂の立上げから支援することで、子ども食堂の活動の広がりや深まりにつながっている。

多様な主体と協働することで、新たな取組も創出している。特に堺アーツカウンシルとは、地域づくりにおいて「文化・芸術」と協働することで、地域福祉の枠を超えて相乗効果を生みだしている。

## 基本目標③

### すべての人の権利擁護を支えます

- 1) 権利擁護支援体制の強化
- 2) 権利侵害や虐待等の防止と解決に向けた取組の充実
- 3) 成年後見制度の利用促進と支援体制の充実

### 重点施策 [4] 権利擁護の推進

### 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

#### これまでの懇話会等における主な意見（令和2～5年度）

- ・親族後見人の支援、法人後見の促進といった中核機関である堺市権利擁護サポートセンターに求められる機能を拡充していく必要がある。
- ・成年後見制度の利用などシンプルな課題であれば、地域包括支援センターなどの相談機関で対応可能と考えるが、複合的な課題の場合は各機関から権利擁護サポートセンターに対応を相談することも必要である。各区で対応が異なることがないようにすることが重要である。
- ・法人後見においては、専門職による後見とは問題点や解決方法が異なるため、困難事例や対応に苦慮する案件の場合は、法人後見を実施している団体同士で事例を共有する仕組みが必要と考える。
- ・市長申立て件数について、前年度比較だけでなく、全国比較して、堺市の状況を確認するべきである。市民後見人の受任案件が少ないと、市民後見人の養成講座の意義が問われる。権利擁護の担い手として、他の活躍の場を検討し、バンク登録者のモチベーションを維持する必要がある。

## 重点施策 [4] 権利擁護の推進

## 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

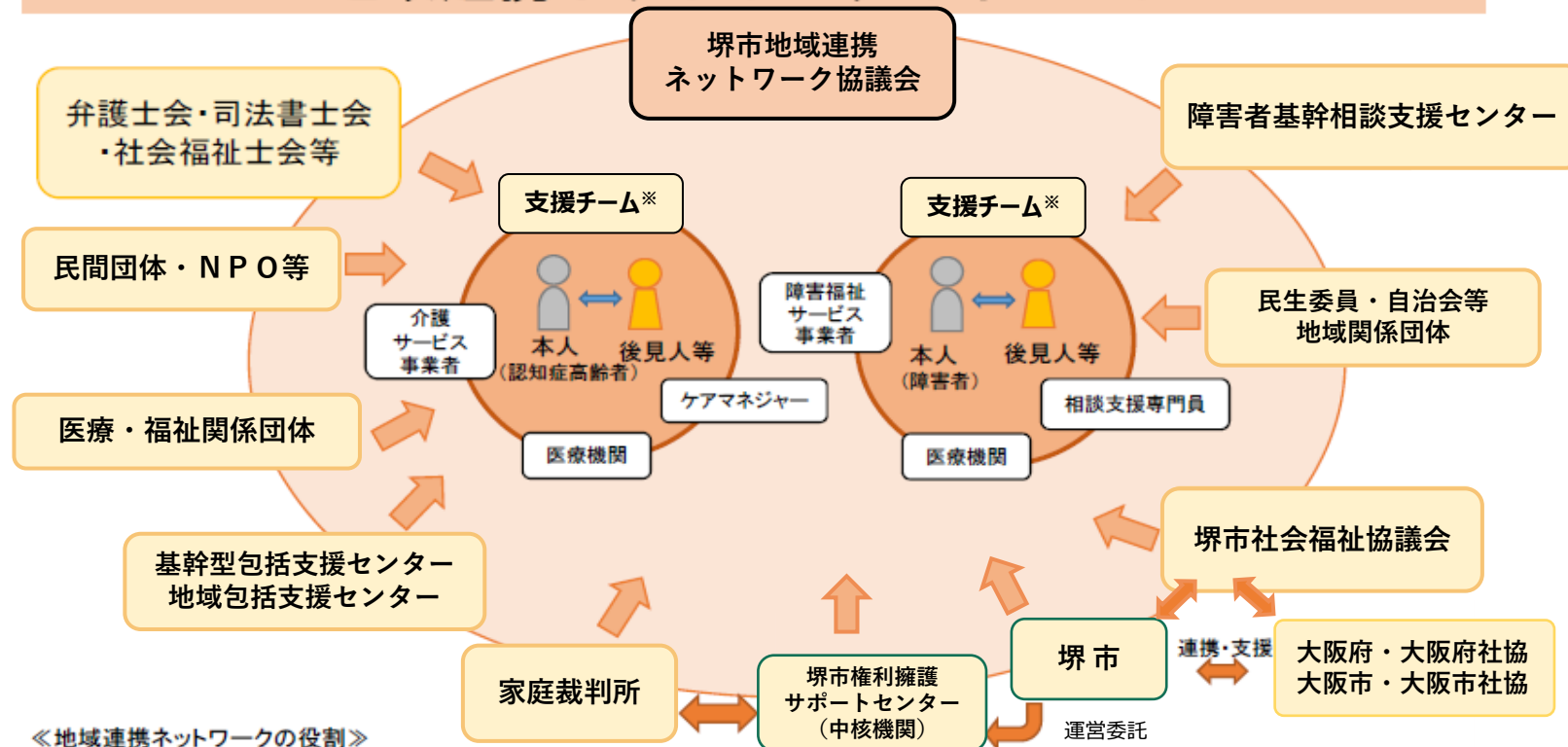
－成年後見制度の利用促進に向けた国と本市の動き－

- 平成12年4月 成年後見制度施行（民法等の改正）
  - 平成21年3月 第2次地域福祉計画・第4次社協計画（新・堺あったかぬくもりプラン：H21～25年度）
  - 平成25年4月 **堺市権利擁護サポートセンター 開所**
  - 平成26年3月 第3次地域福祉計画・第5次社協計画（堺あったかぬくもりプラン3：H26～31年度）
  - 平成28年5月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」 施行（議員立法）
  - 平成29年3月 同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画（H29～R3年度）閣議決定
  - 令和2年3月 第4次地域福祉計画・第6次社協計画（堺あったかぬくもりプラン4：R2～7年度）
    - ➡**成年後見制度利用促進計画を包含して策定**
    - ➡**堺市権利擁護サポートセンターを権利擁護支援の『中核機関』として位置付け**
      - ↳**「地域連携ネットワーク協議会」を立ち上げ**
- 国の第2期計画においては、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援を推進するため、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援や身上保護を重視した運用とするなど、成年後見制度の運用改善等に取り組むとしている。
- 令和4年3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4～R8年度）閣議決定
  - 令和8年3月 第5次地域福祉計画・第7次社協計画（R8～13年度）策定予定

## 重点施策 [4] 権利擁護の推進

## 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

### 地域連携ネットワークのイメージ



- ＜地域連携ネットワークの役割＞
- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
  - 早期の段階からの相談・対応体制の整備
  - 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

- ＜地域連携ネットワークの機能＞
- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※支援チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

## 重点施策 [4] 権利擁護の推進

## 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

—地域連携ネットワーク協議会の取組—

【取組1)①②③、取組2)②、取組3)④】

### ◎堺市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会（令和2年度～：年2回開催）

所掌事項：権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応支援の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

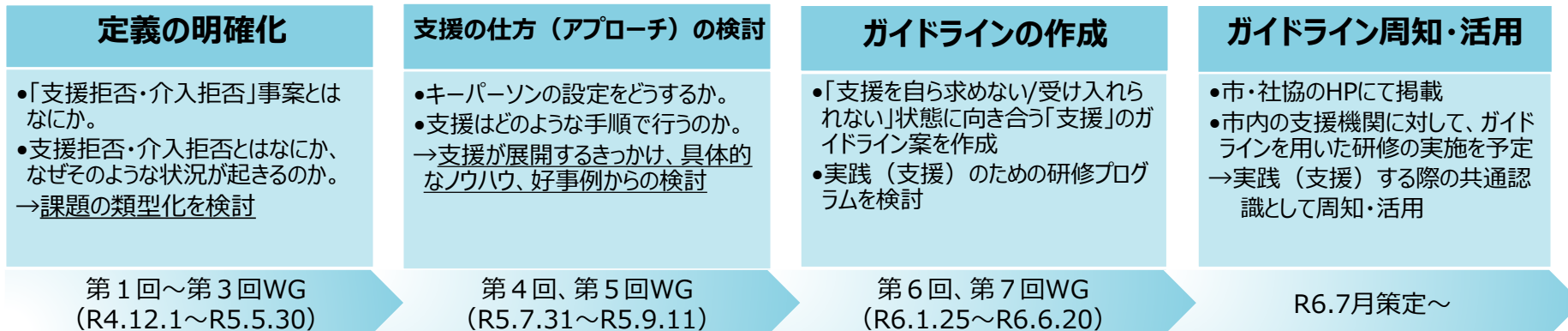
参画機関：堺市、権利擁護サポートセンター、保健・医療・福祉関係団体、司法関係団体、学識経験者 等

#### 【直近の主な取組】

- 令和4年12月～：ワーキンググループを立ち上げ、権利擁護に関する具体的な事例等から課題を整理・検討（検討テーマ）

「劣悪な生活環境で暮らし、状況的に生命に危険性があるが、本人は問題とっておらず、支援を拒否している。」「障害のある方で、触法行為を繰り返し、日中活動の場の利用が必要だが、こだわりが強く、利用を拒否している。」「ひとり暮らし高齢者の方で、親族は遠方で疎遠、地域からも孤立、認知症も疑われるが非通院、デイサービスを勧めるが本人の気持ちが揺らぐため、利用には至っていない。」など、協議会の各機関からいただいた「支援拒否・介入拒否」の具体的な事例を元に、「支援」の仕方のガイドラインの策定に向けた検討を行った。

- 「支援を自ら求めない/受け入れられない」状態に向き合う「支援」のガイドラインの策定経過

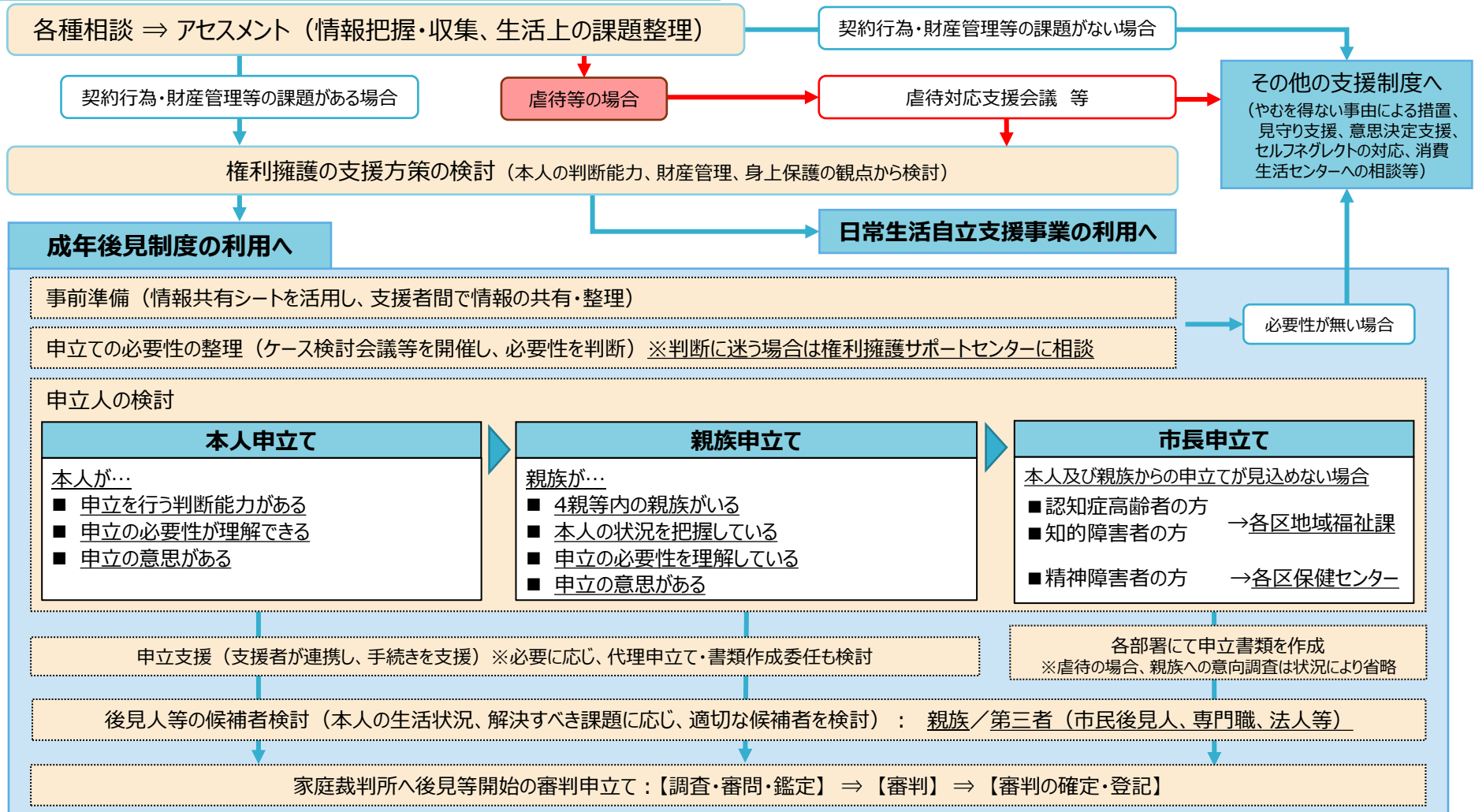


## 重点施策 [4] 権利擁護の推進

## 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

—成年後見制度活用のフロー図—

【取組2)②、取組3)⑤】





## 重点施策 [4] 権利擁護の推進

## 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

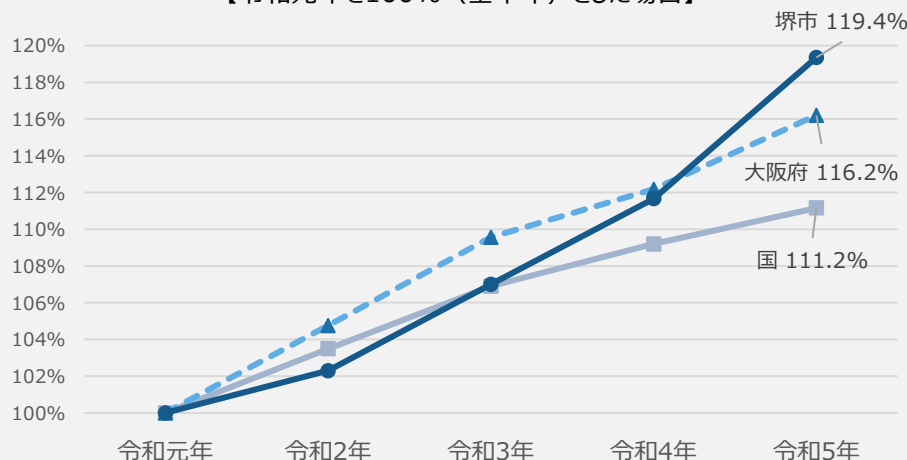
### －成年後見制度の利用状況－

#### ○成年後見制度利用者数（各年12月末時点）

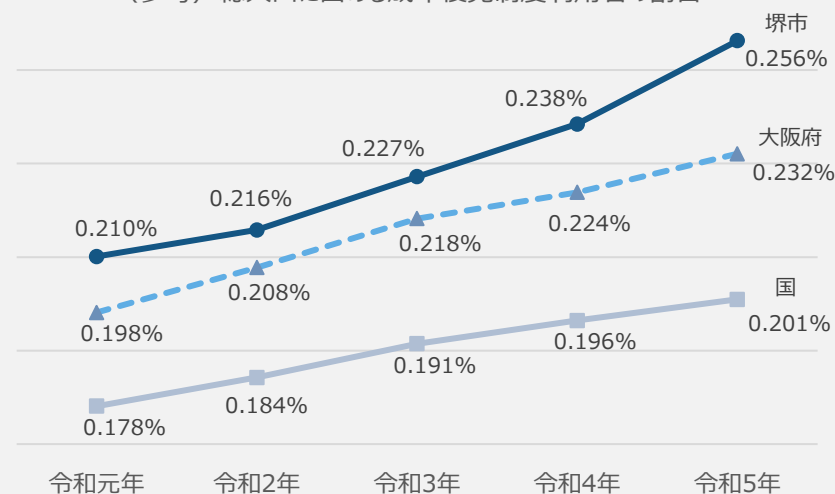
成年後見制度の利用者数 (各年12月末時点)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
国	224,442人	232,287人	239,933人	245,087人	249,484人
大阪府	17,523人	18,357人	19,199人	19,657人	20,362人
堺市	1,741人	1,781人	1,863人	1,944人	2,078人

成年後見制度の利用状況の推移（各年12月末時点）

【令和元年を100%（基準年）とした場合】



（参考）総人口に占める成年後見制度利用者の割合



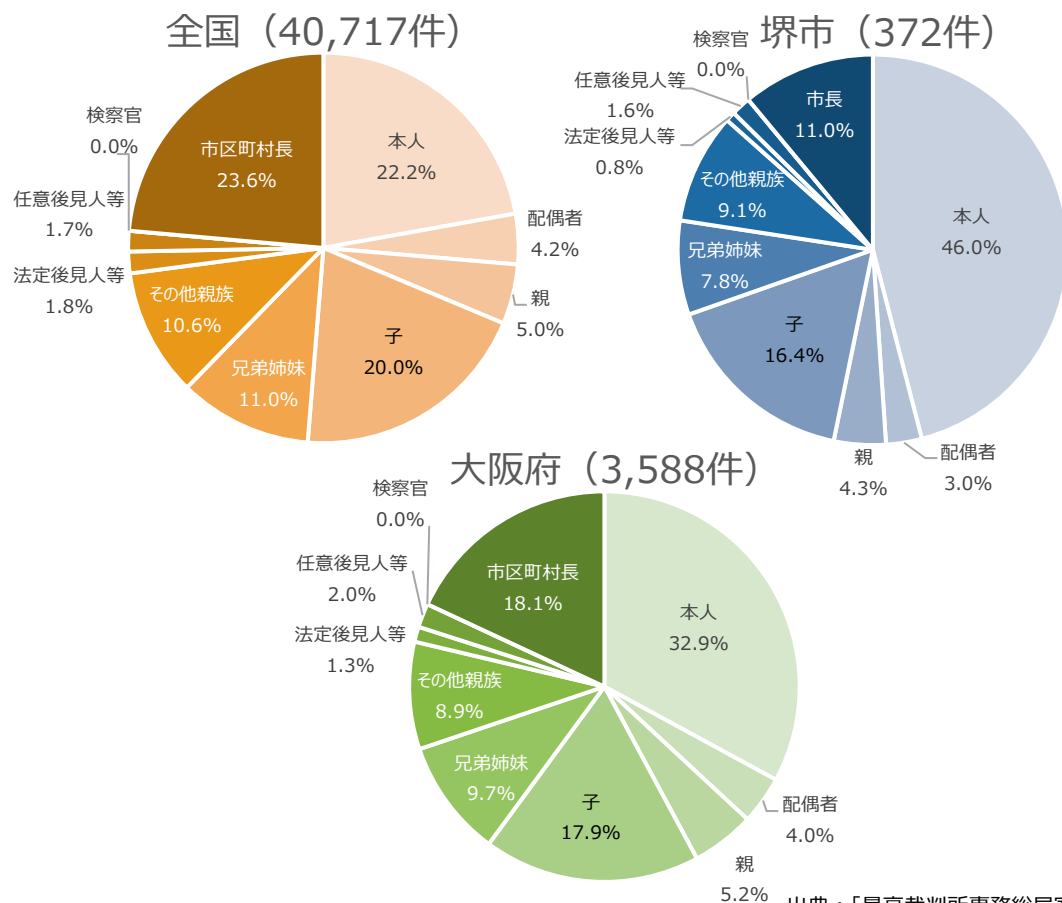
出典：「最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況」、「成年後見関係事件の概況＝大阪家庭裁判所＝」、「人口推計（総務省統計局）」、「大阪府毎月推計人口」より本市作成  
 （大阪府・堺市の成年後見制度利用者については、大阪家庭裁判所の自庁統計による概数であり、必ずしも本人が実際に居住している場所が反映されたものではない）

## 重点施策 [4] 権利擁護の推進

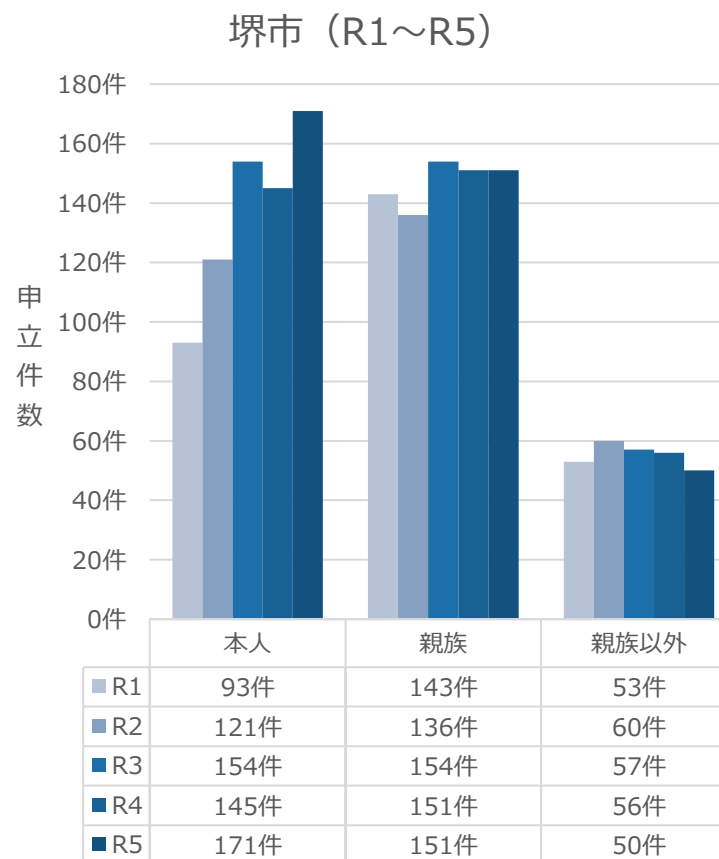
## 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

－申立人と本人（被成年後見人等）の関係－

○申立人と本人との関係別割合（令和5年1月～12月）



○申立人と本人との関係別件数（経年変化）



出典：「最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況」、「成年後見関係事件の概況＝大阪家庭裁判所＝」より堺市加工

## 重点施策 [4] 権利擁護の推進

## 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

### －成年後見制度利用支援事業－

#### ○堺市成年後見制度利用支援給付金（報酬助成の制度）

家庭裁判所の審判により決定した後見人等の報酬を負担することが困難と認められる方に対し、報酬の全部又は一部を給付金として交付するもの。

##### ■対象者

下記のいずれかに該当する方

1. 生活保護を受給している方
2. 中国残留邦人等支援給付を受給している方
3. 交付対象期間において生活保護受給者又は中国残留邦人等支援受給者であった方
4. 生活保護受給者に準ずる方\*（※世帯収入、銀行預金等の資産額、土地・家屋の所有の有無等で判断）

##### ■給付対象経費

家庭裁判所が審判により決定した期間に係る後見人等の報酬額

ただし、次の額を上限額とし、超えた分については支給しない。（在宅：月額28,000円、施設：月額18,000円）

例）施設入所の方：月額18,000円×12か月＝21万6千円（年額）

##### ■給付実績

給付件数（件）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者	154	193	221	236
障害者	38	60	68	88
合計	192	253	289	324

## 重点施策 [4] 権利擁護の推進

## 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

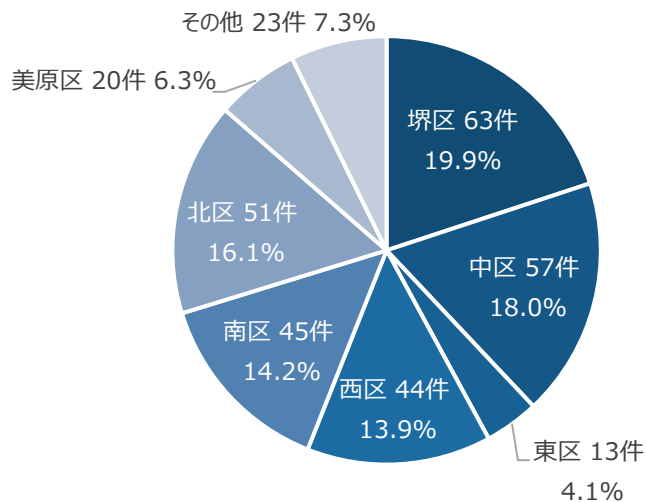
－権利擁護サポートセンターによる相談支援－

【取組3)②】

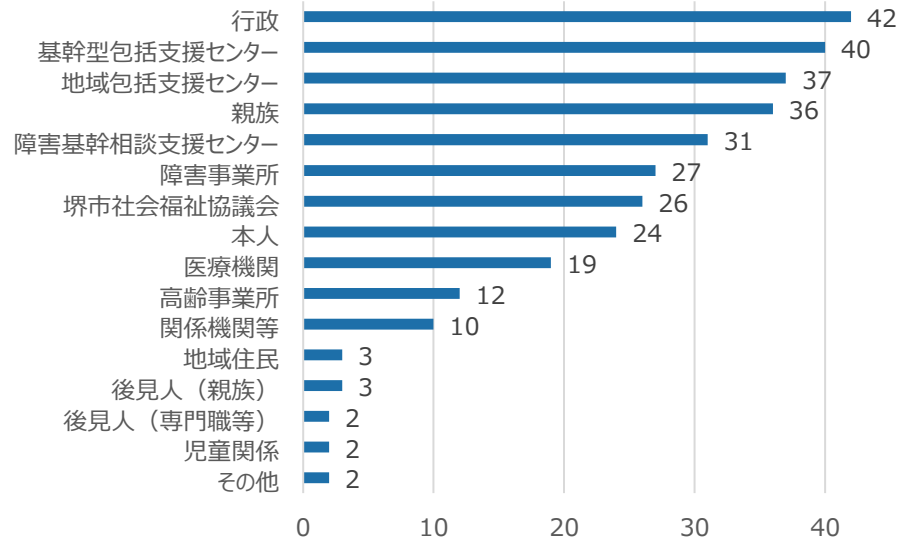
### ○新規相談件数の推移

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
新規相談件数		197	200	260	294	307	308	329	377	269	329	316
(内訳)	高齢	152	140	199	220	214	225	232	272	174	194	139
	障害	45	55	53	62	84	78	88	98	90	118	158
	その他	0	5	8	12	9	5	9	7	5	17	19

令和5年度 新規相談の状況（行政区別）



令和5年度 新規相談の状況（相談経路別）



## 重点施策 [4] 権利擁護の推進

## 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

－市民後見人の養成・選任状況－

【取組3)①③】

### ○市民後見人の養成状況

市民後見人養成講座	H25 1期生	H26 2期生	H27 3期生	H28 4期生	H29 5期生	H30 6期生	R1 7期生	R2 8期生	R3 9期生	R4 10期生	R5 11期生	合計
受講者数（基礎講習）	56	31	21	16	15	13	5	23	23	13	9	225
修了者数	29	12	14	12	13	11	4	17	23	11	8	154
市民後見人バンク登録者の状況	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
バンク登録者(年度末時点)	－	30	42	56	57	64	71	59	68	85	82	－
推薦依頼件数	－	2	5	6	9	10	6	3	8	5	8	62
選任確定件数	－	2	3	4	10	9	6	1	7	6	4	52

### ○市民後見人の選任割合

令和6年度（4月1日時点）の市民後見人の選任状況：13人

市民後見人の選任割合 (令和5年12月末時点)	成年後見制度利用者数（人） (後見類型)	市民後見人選任件数（人）	成年後見制度利用者数に占める 市民後見人選任割合（%）
大阪府	14,857	166	1.12
堺市	1,338	13	0.97

### ○大阪府社協・大阪市社協・堺市社協、各行政担当者による事務局会議

- ・平成25年度～  
市民後見人の養成や支援の取組や課題についての情報交換等を実施（年6回の隔月開催）
- ・令和4年度～  
三士会（弁護士、司法書士、社会福祉士）の委員も交えた情報交換等を実施（年3回開催）  
→大阪府・大阪市・堺市で市民後見人養成講座のカリキュラムを統一など

- 令和6年度 市民後見人バンク登録者合同研修会
  - ・開催日：令和6年8月24日(土)
  - ・場 所：ツイン21MIDタワー20階
  - ・内 容：市民後見人のコミュニケーションの工夫  
(社会福祉士による講義、グループワーク)

## 重点施策 [4] 権利擁護の推進

## 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

—日常生活自立支援事業—

【取組3)⑤】

堺市社会福祉協議会では平成12年10月から実施（社会福祉法第81条）

### ○目的

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方々が、自立して地域生活を営むことができるように、福祉サービスの利用手続きの援助や、日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する制度（社会福祉法第2条第3項）

### ○対象者

- ・堺市内で生活し、認知症や知的障害、精神障害のある方で、日常的な金銭管理が不安な方
- ・社会福祉協議会と交わす契約書に定めるサービスの内容についての理解と契約の意思が確認できる方

### ○事業の内容

- ・福祉サービスの利用援助（福祉サービス利用の開始や中止にかかる手続きや助言、苦情解決制度の利用支援など）
- ・日常的な金銭管理サービス（公共料金の支払い手続き、日常生活費についての助言、預貯金の出し入れの手続きなど）
- ・書類等預かりサービス（年金証書、預金通帳、実印・銀行印、保険証書、権利証、契約書類など）

### ○利用料金 ※生活保護受給中の方は無料

- ・月額基本料金 1,000円／月
- ・日常的な金銭管理サービス 1,000円／回（訪問1回までは基本料金に含む）
- ・書類等預かりサービス 600円／月（貸金庫利用料）

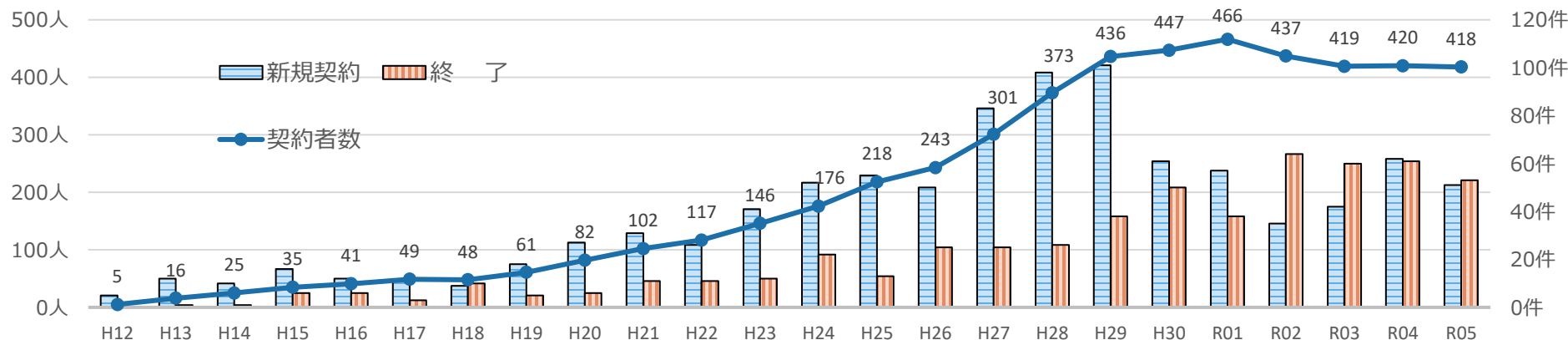
## 重点施策 [4] 権利擁護の推進

## 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

—日常生活自立支援事業—

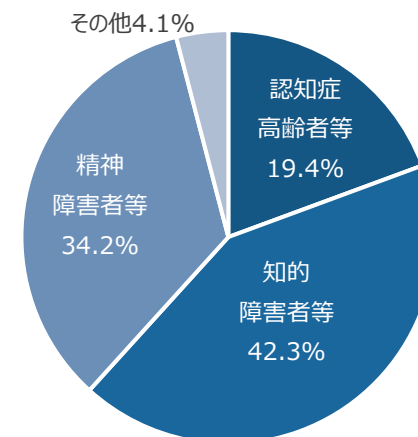
【取組3)⑤】

### ○利用者数（契約件数）の推移



利用者数 (各年度末時点)	H30	R1	R2	R3	R4	R5
	447	466	437	419	420	418
認知症高齢者等	119	125	105	90	90	81
知的障害者	185	183	174	179	179	177
精神障害者	138	149	148	136	134	143
その他	5	9	10	14	17	17

利用者の内訳（令和5年度末時点）



## 重点施策 [4] 権利擁護の推進

## 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

### －大阪家庭裁判所との意見交換会－

### 【取組1)①、取組3)③】

市民後見人バンク登録を開始した平成26年度から継続的に実施（年1回開催）

#### ○目的

市民後見人の養成や普及を主なテーマとして、行政や関係機関が抱える手続き上の課題についての情報共有や家裁からの情報提供の場とする。意見交換等を通じて連携強化を図り、成年後見制度の利用が必要な人への適切な支援につなぐ。

#### ○参加者

- ・大阪家庭裁判所堺支部（裁判官、書記官等）
- ・大阪家庭裁判所堺支部の管轄市（富田林市、河内長野市、羽曳野市、大阪狭山市）
- ・大阪府、大阪府社協
- ・堺市市民後見推進事業企画委員（学識者、弁護士、司法書士、社会福祉士）
- ・堺市、堺市権利擁護サポートセンター（堺市社協）

#### ○これまでのテーマ

- ・家裁による適切な後見人等の選任・交代の推進
- ・後見人辞任、選任申立時の積極的な市民後見人選任の検討 など



#### <令和5年度 家庭裁判所との意見交換会>

- ・開催日：令和5年11月21日(火)
- ・内容：1. 家庭裁判所における市民後見人案件の推薦検討について  
2. 市民後見人バンク登録者の年齢上限改定について など

○今後の予定  
令和6年度 意見交換会  
令和6年11月13日（水） 開催予定



## 重点施策 [4] 権利擁護の推進

## 取り組む方向性 1 暮らしをまもる

### —今後の方向性・取組—

#### ○包括的・多層的な権利擁護支援体制の構築

- 地域連携ネットワークの連携強化
- 中核機関（権利擁護サポートセンター）の機能強化（親族後見への支援など）
- 成年後見制度を含む権利擁護支援策の推進（成年後見制度、日常生活自立支援事業、見守り事業など）
- 権利擁護支援策の周知・啓発

#### ＜市民後見人・成年後見制度普及啓発シンポジウム＞

- ・開催日：令和6年3月16日(土)
- ・場 所：堺市総合福祉会館
- ・内 容：普及啓発（講義、市民後見人活動報告）

＜令和6年度＞  
シンポジウム（市民向け講演会）を開催予定  
※時期等未定

#### ○担い手の確保・育成等の推進

- 市民後見人：引き続き大阪府・大阪市と連携し、人材育成を図る。  
受任者が少ない現状を踏まえ、バンク登録者の活躍の場の構築を検討
- 法人後見：法人後見団体を把握し、意見交換会や連絡会等を実施